主 文

- ー 原告の請求をいずれも棄却する。
- 二 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

ー 請求の趣旨

- 1 被告は「株式会社東北孔文社」の名称を使用してはならない。
- 2 被告はその登記した「株式会社東北孔文社」の商号を他の商号に変更登記手続 をせよ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 二 請求の趣旨に対する答弁

主文同旨

第二 当事者の主張

一請求原因

1 当事者

原告は、昭和四二年六月八日、商号を「株式会社孔文社」とし本店所在地を東京都新宿区<以下略>、営業目的(一)写真帳の製造及び販売、(二)印刷製本、(三)教育用資器材の製造及び販売、(四)上記に付帯する一切の業務として設立、登記された者である。

被告は、昭和四六年五月二五日、商号を「株式会社東北孔文社」とし、本店所在地を宮城県仙台市〈以下略〉、営業目的(一)じか書文集、(二)アルバム文集の委託販売、教育用資器材の製造及び販売、(三)印刷及び製本業、(四)前各号に付帯関連する一切の業として設立、登記された者である。

2 原、被告の商号の類似性

原告の商号と被告の商号とは、「孔文社」、「株式会社」という文字が全く同一で、わずかに被告の商号には「東北」という文字が加えられている点が相違するわけであつて、一般人をして営業の混同誤認に導くおそれがあり、現に顧客が被告を原告と誤つて注文を発するなど混同誤認されている状況にある。伴つて、原告の商号と被告の商号とは、不正競争法理上類似するものというべきである。

3 原告の請求の根拠

(一) 商法二〇条

原告が商号の登記をした者であることは、前記1のとおりである。しかして、既存の登記と同一または類似の商号を使用し、同種の営業をする場合には、不正競争の目的があると認められるべきであるところ、原、被告の商号が類似していることは前記2のとおりであり、両者の営業が同種であることも1で述べた原、被告の各営業目的を対比すれば明らかである。従つて、原告は、商法二〇条一項に基づき、被告に対しその商号の使用の差止めを求める権利がある。

(二) 商法二一条

被告の商号中には「孔文社」なる文字が使用してあり、あたかも原告が営業の主体であるかのような印象を世人に与えているところ、被告は、右効果を意図してその商号を使用するものであるから、不正の目的があるものというべく、原告は、被告に対し商法二一条に基づき、その商号の使用の差止を求める権利がある。

(三) 不正競争防止法一条一項一号又は二号

原告は、前記本店のほか、神奈川県足柄市にあしがら工場、京都市く以下略>に関西支社、仙台市く以下略>に仙台支社、福岡市く以下略>に九州支社を置き、郡山市、盛岡市、札幌市、熊本市、千葉市、浦和市及び金沢市に営業所を置き、更東京都新宿区の中央孔文社、神奈川県横浜市の神奈川孔文社、静岡県三島市の孔文社、名古屋市の名古屋孔文社及び大阪市のタイムスと代理店契約を締結しての営業を行つているから、原告の「孔文社」なる名称は、東北地方も含めて全国の営業を行つているから、原告の「孔文社」なる名称は、東北地方も含めてに広く認識せられる商号というべきところ、被告の商号が原告の商号と類似していることは、前記2のとおりであり、原、被告の首東北地方において、で営業活動をしているため、絶えず顧客が誤つて注文を発している状況にあつて、で営業上の利益を書されている。従つて、被告の「孔文社」なる名称を用いた商号使用は、不正競争防止法一条一項一号又は二号に該当し、原告は、同条項に基づき、被告に対し、その商号の使用の差止を求める権利がある。

代理店契約の終了 (四)

代理店契約の締結 (1)

被告は、会社設立の際の昭和四六年五月ころ、原告との間で次のような代理店契 約(以下「本件代理店契約」という。)を締結した。

被告がその販売活動により受注した仕事のうち、印刷関係の仕事はすべて 原告に発注する。

(ロ) (イ)の代償として、原告は、被告がその商号中に「孔文社」なる名称を 使用して、孔文社グループとして営業活動をすることを許諾する。

代理店契約の解除

被告は、昭和五二年五月に至る数年前から、自己の受注した仕事のうち印刷業務 について、原告以外の第三者に発注するようになつたため、原告は、昭和五二年五 月一二日、被告に対し、右代理店契約を解除する旨の意思表示をした。

(1) (ロ)の約定の趣旨は、被告が代理店契約を解除されて孔文社グル ープを離れ、原告と競業関係に立つて営業をする場合には、被告は、「孔文社」の文字を含まない商号に変更することを内容とするものであるから、(2)のとおり本件代理店契約が解除され、原、被告が競業関係に立つに至った以上、原告は、被 告に対し、右代理店契約終了に基づき、その商号の使用の差止を求める権利があ る。

よつて、原告は、被告に対し、その商号の使用の差止及び他の商号に変更登記 4 の手続をすることを求める。

請求原因に対する認否

請求原因1の事実は認める。

請求原因2の事実は否認する。被告の営業範囲は東北地方に限定されたもので 2 あるところ、原告の東北全体における占有率はせいぜい一〇パーセント前後に過ぎ ず、被告としてはむしろ他社との競合関係のほうが強い。また、宮城県内において も原告の支社と被告とは営業範囲が異なつており、最近ではほとんど第三者に間違

われることもなく、営業の混同の事実はない。
3 請求原因3(一)及び(二)の事実は、否認する。
同3(三)の事実中、原告がその主張のような支社、営業所、代理店を有することは、知らない。その余は、否認する。現在、「孔文社」なる名称が全国的にはもとより東北地方に限つてみても周知性があるとは考えられない。

同3(四)(1)の事実中、(ロ)の約定があつたことは、否認し、 める。同3(四)(2)の事実中、原告がその主張のとおり解除の意思表示をした ことは、認めるが、その余の事実及び同3(四)(3)の事実は、否認する。被告 が印刷業務の一部を第三者に外注したのは、他社との競争関係から印刷の質をレヴ エルアツプするために採つたやむを得ない措置であり、これは原告が承知していた ことである。また、本件代理店契約には、将来契約が解消された場合を予想した商 号使用に関する取り決めはなかつた。 三 抗弁

被告が設立された昭和四六年当時、「孔文社」と名の付く会社は、原告の本社工 場、名古屋孔文社だけであつて、全国的な周知性といつたものはそもそも考えられ なかつたし、東北地方におけるその知名度はほとんどゼロに等しかつたのであるか ら、被告が「孔文社」なる名称をその商号中に使用することによつて「孔文社」なる名称の持つ営業面のプラスを利用したことはない。従つて、被告には、不正競争 防止法二条一項四号に定める事由がある。

四 抗弁に対する認否 抗弁事実は、否認する

第三 証拠(省略)

玾 由

原、被告の商号の類似性等

請求原因1の事実は当事者間に争いがない。そこで原、被告の商号の類似性につ いて判断するに、原告の商号「株式会社孔文社」と被告の商号「株式会社東北孔文 「株式会社」の文字は単に会社の種類を表示するも 社」とに共通する文字のうち、 のにすぎないから、識別の基準とはならず、従つて、被告の商号と対比すべき原告 の商号の要部は「孔文社」であるというべきところ、被告の商号中「孔文社」の前 にある「東北」の文字は、地方名を表示する固有名詞として広く日常的に用いられ

るものであるから、ことに東北地方においては「孔文社」の文字に比して一般の注意を引くことが少なく、それゆえ日常の会話や取引等においては地方名である「東北」の文字を省略して呼称されることが多いと考えるのが経験則上相当であり、成立して、被告の商号の要部もまた「孔文社」であるというべきである。そして、被告に争いのない甲第七号証ないし第一三号証、証人A、同Bの各証言及び原、被告に争いのない甲第七号証ないば、原、被告は、共に学校の卒業記念の文集、アルル、写真帳などの企画、製造、販売を主たる業務としていること、(従つて、原五月被告の営業上の顧客は、ほぼ学校関係に限られること)少なくとも昭五二年五月、と被告とを両者の取引先がしばしば混同していたこと及び被告は、顧客に入った。と被告とを両者の取引先がしばしば混同していたこと及び被告は、顧客に入った。と被告とを両者の取引先がしばしば混同していたこと及び被告は、顧客にていることを認めることができ、右認定を覆すに足る証拠はない。

以上によれば、原、被告両者の商号は、同一とはいえないが主要部分においては 同一で、一般取引市場における一般人の判断を基準として営業の混同誤認を生じる 虞のあるものであるから、類似の商号であるというべきである。

二 商法二〇条に基づく請求について

原告が商号の登記をした者であることは、前記確定したとおりであり、被告の商号が原告の商号に類似することは、前記判示のとおりである。

そこで、被告に不正競争の目的があるかどうかにつき、以下判断することとする。

商法二〇条一項の不正競争の目的とは、一般人をして自己の営業を既登記商号の 使用者の営業と混同誤認させ、他人の商号ないし営業が有する信用ないし経済的価 値を自己の営業に利用する意図であると解される。これを本件についてみるに、上 叙確定した事実に前掲甲第九号証、第一二号証及び成立に争いのない甲第一号証の 第二号証、第四号証の一、第五、第六号証、第一四号証並びに証人A、同Bの 各証言及び原、被告各代表者尋問の結果並びに弁論の全趣旨を総合すれば、(一) 被告は、昭和四三年六月頃原告に入社した被告代表者が、当時未開拓だつた東北地方への営業範囲の拡大を企図する原告の勧めを受けて、約二年間原告東北支社として営業活動を経験したうえで、昭和四六年五月二五日、設立した会社であること、(二)その頃原、被告間では、被告は、その営業活動により顧客から受注した仕事は、原稿作成までの段階の作業を被告において行うほかは、製品の生産をすべて原告に表記することと、原稿作成までの段階の作業を被告において行うほかは、製品の生産をすべて原告に表記することと、原告は、自己の工場において制度、印刷、制度を行いて 告に委託することとし、原告は、自己の工場において製版、印刷、製本を行い、完 成した製品を直接又は被告を介して顧客のもとに納入する一方、原告は、被告に対し、東北地方における営業を独占的に委ね、かつ営業人員を派遣し、原稿用紙等の 資材、パンフレツト等を支給して被告の営業の便宜を図ることを内容とする代理店契約(本件代理店契約)を締結したこと、(三)被告は、当初は、右契約に従い、受注した製品の生産をすべて原告に委託していたが、原告の印刷方式であるオフセ ツト印刷は、安価ではあるものの写真の仕上りが従来のコロタイプ印刷に比して不 鮮明であったため、営業活動により顧客を開拓、受注に至っても、注文が継続せず、営業が不安定な状態にあったこと、(四)そこで、被告は、原告に対し、再三にわたって写真印刷の仕上りの改善を要望したが、満足できる結果が得られなかった。 たため、営業を始めて二、三年後から、顧客の要求水準に応じて、集合写真を中心 とする写真印刷の部分については、原告以外の印刷業者にコロタイプ印刷を委託す ることも行うようになつたこと、(五)このようにして、顧客の要求水準に応じた 製品を納入するようになつてから顧客が定着し、継続的な注文が得られるようにな り、仙台市を中心に東北地方一帯において安定した営業を行うことができるように なつたこと、(六)しかるに、昭和五二年五月一二日、原告は、被告に対し、本件 代理店契約違反を理由にこれを解除する旨の意思表示をし、結局被告も同契約終了 を受諾して、原告と被告との取引関係は消滅したものであるが、右解除の意思表示をする際、原告代表者は、被告代表者に対し、「今後はフェアプレーの精神でやろう。」と話したものの、被告の商号については何ら言及しなかつたこと、(七)その後、被告は、社名の字体を原告の代理店当時使用していた原告の商標類似のものの後、をは、社会の実体に変更した。 から全く別個の字体に変更したうえ、印刷機械を購入して社内印刷体制を整えて、 学校関係のアルバム、文集の委託販売を中心とする営業を続け、一方、原告は、被 告に本件代理店契約解除の意思表示をする直前の昭和五二年四月一五日に仙台市東 八番町に設置、登記した仙台支店等を通じて東北地方におけるその営業を遂行して おり、原告と被告は、同地方において競業関係に立つていること(以上の事実中、

被告が、昭和四六年五月頃、原告との間で、被告がその販売活動により受注した仕事のうち、印刷関係の仕事はすべて原告に発注することを内容とする本件代理店契約を締結したこと及び原告が、昭和五二年五月一二日、被告に対し、本件代理店契約を存むます。 約違反を理由にこれを解除する旨の意思表示をしたことは、当事者間に争いがな い。)以上の事実を認めることができ、右認定を覆すに足る証拠はない。

上叙認定に係る被告の設立の経緯及びその頃の原告と被告の代理店契約関係に徴 すれば、被告が設立に際し「株式会社東北孔文社」の商号を使用するにつき不正競 争の目的を有していたものとは認められないことは言うまでもない。すすんで、本 件代理店契約が終了した後、被告が右商号の使用を継続していることにつき、不正 競争の目的があるかどうかを判断するに、右契約終了後、原告と被告が東北地方に おいて競業関係に立つに至つたことは、右に認定したとおりであるけれども、前叙 認定した事実関係に徴すれば、被告は、設立後本件代理店契約終了に至るまで、一応原告の代理店としてとはいえ、原告以外の業者の印刷をも組み合わせるなど自己 の創意と営業努力により顧客の開拓とその定着化を図つてきたものであり、右契約 終了時における被告の顧客は、そのほとんどが被告自らの信用に基づき確保したものと認めることができるから、被告は、右契約終了後もその商号の使用継続につき固有の利益を有するものというべく、その後、被告は、社名の字体を変え、また被告は、原生事が表現を表現しています。 国情の利益で有するものというへく、ての後、板百は、社石の子体を変え、また板 告と原告東北支社が無関係であることの注意を喚起するなどして、原告の営業との 誤認混同を避ける努力をしていることをも考え合わせれば、被告には、その商号の 使用継続につき不正競争の目的があるものとは到底認めることができない。 従つて、その余の点について判断するまでもなく、商法二〇条一項に基づく請求 は理由がない。

商法二一条に基づく請求について

その商号の使用につき固有の利益を有すること、被告は、原告の営業と の誤認混同を避ける努力をしていることなど前項で判示した事実関係によれば、被 告が、その商号の使用につき自己の営業を原告の営業であるかのように誤認させよ うとする意図を有するものとは到底認め難い。

でする意図を有するものとは到底認め無い。 従つて、被告の商号使用は、不正の目的を欠くものであるから、その余の点について判断するまでもなく、商法二一条に基づく請求は理由がない。 四 不正競争防止法一条一項一号又は二号に基づく請求について 前掲甲第一〇号証、第一一号証、証人Bの証言及び原告代表者尋問の結果に弁論の全趣旨を総合すれば、現在、原告は資本金一四〇〇万円、請求原因3(三)記載

の支社、営業所、代理店など全国に合計二五の営業拠点を置き、各種の機械設備と 平常時で約一五〇名の従業員を有し、地域的には広範囲に渡つて前記営業活動を行 つていること及び原告は、毎年自社の営業を紹介するパンフレツトを作成して、各 支社、営業所、代理店を通じてこれをそれぞれの営業範囲内の学校に配布していることを認めることができ、右認定を覆すに足る証拠はない。右認定の事実に前記認 定したとおり原告の営業上の顧客がほぼ学校関係に限られることを勘案すれば、原 告の商号は、一応相当範囲の取引者又は需要者間に広く認識されているものと推認 することができる。しかしながら、前掲甲第一二号証に被告代表者尋問の結果を総 合すれば、被告の設立当時、原告は本店、工場のほかには、顧客の開拓等積極的に 原告の営業を行う代理店としては、営業を開拓して間もない名古屋支社と近畿総代 理店株式会社タイムスを有していただけであり(なお、これ以外に十数店の地方写 真館を特約代理店としていたが、これらの店は、取次的な営業を行つていたにすぎ ない。)、その商号の周知性は、全国的には考えられず、東北地方においては皆無 に等しい状況にあつたことを認めることができ、右認定を覆すに足る証拠はない。 してみれば、被告には、不正競争防止法二条一項四号に定める事由があるものとい うべきである。

従つて、その余の点について判断するまでもなく、不正競争防止法に基づく請求 は理由がない。

代理店契約の終了に基づく請求について

原告と被告が、昭和四六年五月頃、被告は、顧客から受注した仕事はすべてその生産を原告に委託すること、これに対し、原告は、被告に東北地方における営業を 独占的に委ね、かつ被告の営業の便宜を図ることを内容とする本件代理店契約を締 結したことは、前記確定したとおりであるが、右契約において、被告の商号使用に つき何らかの約定がなされたことを認めるに足る証拠はない(証人Bの証言中、 原、被告間には、本件代理店契約が解約されたときは、被告は「株式会社東北孔文 社」の商号の使用をやめるとの約定があつた旨の部分は、前掲甲第五号証及び被告 代表者尋問の結果に照らしたやすく措信できない。のみならず、原告代表者が被告 代表者に本件代理店契約解除の意思表示をした際、被告の商号に何ら言及しなかつ たという前記認定の事実は、原、被告間に右のような約定がなかつたことを窺わせ る。)。してみれば、代理店契約の終了に基づく請求は、その余の点について判断 するまでもなく失当というほかはない。

六 よつて、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、訴訟 費用の負担につき民事訴訟法八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 桜井敏雄 信濃孝一 佐藤道明)